



2018.9.1 No.27

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL <http://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第25回 法廷だより

2018年6月19日、第25回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

晴天の下 傍聴席は満員

2018年6月19日午後2時00分より札幌地裁で、第25回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から、訴状の請求の趣旨第3項について、原発内の核燃料を敷地から撤去することを求める旨請求の趣旨の変更をするともに、敷地内断層に関する議論状況に関する準備書面(28)それを補足する準備書面(30)、使用済み核燃料の具体的危険性に関する準備書面(31)を提出しました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、三浦育夫が行いました。子供のころ

には明るい未来の象徴として原発を期待し支持をしていたが、放射線や原子炉の危険性を知り、支持する気持ちにならなかったこと、度重なる事故や明るみに出た放射線被害の実態から、原発の安全神話の

ほころびは隠しようがなくなっていること、コストが低いことや日本の規制基準が世界一厳しいというのはまやかしてあることを述べました。そして、太陽光や風力など、自然のエネルギーを利用する段階にきているとして、裁判所に対し、その歩みを前に勧める判決を期待する旨表明しました。(意見陳述の内容は2ページ)

弁護団の主張内容

請求の趣旨の変更は、訴状請求の趣旨第3項について原発に保管されている核燃料を撤去するよう求める内容に変更しました。

準備書面(30)は、小野有五教授寄稿(2018.4.1「原子力資料情報室通信」No.526)をもとに、敷地内断層の問題に関する被告の見解が誤りであることを指摘するとともに、適合性審査会合において、規制庁も被告の見解を否定したことを主張し、泊原発の立地が不適格であり、具体的危険性が認められることを主張しました。

今後の予定等

次回期日は、10月9日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は平成31年1月22日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴にお願いしたい、ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

(文責・佐々木泰平)



意見陳述

6割が原発の
再稼働に反対

原告 三浦 育夫

原発は被曝労働なしには動かず、トリチウムなどを垂れ流す、汚くて安物の技術です。私は原発をそう評価していますし、市民の間でも広く共有されていると思います。世論調査のたびに6割を超える人達が、原発再稼働に反対していることが、それを示しています。

鉄腕アトムは明るい
未来の象徴だった

私は、今は原発および原子力の利用を否定していますが、子供の頃には憧れと期待を寄せていました。

アトム・コバルト・ウラン。この名前を聞いて、手塚治虫の「鉄腕アトム」を思い浮かべるのは私だけではないでしょう。アトムは「かわいく」「かしく」「きれいで」「すなおな」原子力を、動力とする

るロボットです。人間の子供と一緒に、学校へ通います。父親、母親、兄コバルト、妹ウラン、アトムの一家は、人間に混じって家庭生活を送る、良き隣人でした。

また、7つの威力を備えたアトムは、明るい未来の象徴そのものでした。この頃、超スピードを武器に活躍するロボットや、放射線を浴びて超能力を得た正義の味方もいて、こうしたヒーロー達に導かれ、私は原子力に憧れ期待を寄せるようになりました。



そんな私の転機は高校1年生の時でした。生物の教科書に、放射線を使った品種改良の話が出ていました。生物を放射線に晒すと突然変異が起き、有用なものが1%程度出現。その中で使えるようなものが1%程度残る。更に子供

世代で、試験栽培に使われるものがその1%程度。「ええ、機会を与えられる一つの検体の後ろには、百万のむくろが転がっているのか」。私の原子力との蜜月は終わりました。

大統領は、核兵器とは全く別ものとして、原子力の平和利用を謳いあげました。広島や長崎での入市被曝・内部被曝の研究や報道は、占領軍に厳しく禁じられていました。手塚治虫も、そのような神話の世界の住民だったの

で、アトムの胸に収まるかわいものではありませんし、放射性物質は「5重の壁」で封じ込めるしかなく、アトムの原子炉のように毒をかくく消し去ることもできないのです。また、原子炉は排気も排水も垂れ流し、燃えカスは危険極まりないしろもので、きれいではありません。

その人達は「原発の電気は安い」「日本の原発の規制基準は世界一厳しいから、審査を通った原発は安全だ」と言いはやしています。

原子力が、「かわいく」「かしく」「きれいで」「すなおな」のは嘘でした。

原子炉は巨大で禍々しい物で、アトムの胸に収まるかわいものではありま

せ、放射性物質は「5重の壁」で封じ込めるしかなく、アトムの原子炉のように毒をかくく消し去ることもできないのです。また、原子炉は排気も排水も垂れ流し、燃えカスは危険極まりないしろもので、きれいではありません。

その人達は「原発の電気は安い」「日本の原発の規制基準は世界一厳しいから、審査を通った原発は安全だ」と言いはやしています。

その上すなおに働き続けることができない原子炉は、故障し点検も欠かせません。その度にたくさんの人が放射線に身を晒して、命を削らなければなりません。アトム一家とは隣人ではられないのです。

原発の電気が安くないことは、公表されている資料を使った研究で明らかです。安

神話のほころび

トルーマン大統領は、核兵器の脅威は爆発の瞬間だけだと断言し、アイゼンハワー

また、「世界一厳しい」日本

本の規制基準では、新設炉の標準装備コアカッチャーも二重の格納容器も、必要ありません。ケーブル類の難燃化も置き去りです。規制委員会の前委員長の「基準に適合しているかを審査するだけで、安全だとは言っていない」発言も記憶に新しいものです。このような根拠が無い話を、新たな神話にさせるわけにはいきません。

地下資源文明からの
脱却

エネルギー資源の観点から、地球文明を三段階に分けることが論じられるようになりました。第一は、石炭・石油・ウランなど地下資源に頼る段階、第二は、太陽光・風力など惑星系の中心星のエネルギーに頼る段階です。第三段階は宇宙に満ちるエネルギーを利用するのだそうですが、全く手は届いていません。第一段階の限界はすでに明白で、今、私達は第二段階へ、進む

裁判所には、この歩みを進める判決を期待します。原子力と言う古い上着を脱ぎ捨て、軽やかに進んで行きま



また先生は、ネオニコチノイド系農薬や遺伝子組み換え食品などの化学物質も色々な病気の原因となっているとも言います。

活動報告会に先立って、一般公開された西尾正道北海道がんセンター名誉院長による講演会は、とても興味深いものでした。西尾先生はガンにラジウムやセシウムなどの線源を使用する治療を行う放射線ガン治療の第一人者です。約40年に亘って放射線治療を行い、放射能を日本一浴びていると豪語します。放射線治療は内部被ばくを利用した治療で、術者の被ばくは避けられないからです。でも先生は、通過してしまつ放射線は怖くない。放射線の微粒子が呼吸から体内に取り込まれる内部被ばくの蓄積が問題だと言います。

放射能汚染の健康被害を正しく知る

2018年 活動報告会
前年度の活動報告と
2017年度の活動報告を
するために、2018年5月
26日に開催されました。

福島原発事故以降、放射性物質による内部被ばくと化学物質による複合汚染社会を心配しています。専門用語が早口でボンボン飛び出し、何度も聞き逃しそうになりながら、放射線に対する正しい知識を持つようと、医師として人として、命を守るための強い意志を感じる講演会でした。

1年間の活動と決算を報告

講演に続いて、昨年の活動報告、訴訟の経過報告や会計決算報告、来年度の活動方針、会計予算や役員体制が発表されました。昨年度は北海道連絡会が結成され、廃炉の会独自のイベントが少なかったため、収入が見込み通りには集まりませんでした。今年度は大幅な経費削減を図りながら、新規賛同人の確保を目指す予算となっています。

訴訟の経過報告では、菅澤弁護士から「裁判長が替わりだらだらしていた裁判がキリツとなり、裁判が動いた。向こうに都合が悪いことは、こちらも同じではあるが、結審に向けて前向きである」との報告がありました。役員体制では、しばらく空席だった事務局長が間谷真澄世話人に決まったことが発表されました。

最後に地域からの報告や会員による意見交換が行われ、空知から会員が100人に増えたこと、毎月のように学習会をやっていることが報告され、釧路からは「今年は釧路に地域連絡会を作りたい」との宣言がありました。泊原発裁判も7年を超え、結審も近いのでは、という予想もあり、これからの活動は今まで以上に力を尽そうと思いました。

(文責 間谷 真澄)

2018年度活動方針

1: 訴訟の今後の取り組み

被告北電は、泊原発の安全性について全く主張も立証もできていない現状で、弁護団としては早期の判決に向けて訴訟を進行し、早ければ、年度内には結審をする方向で進めていきたい。

大間の訴訟は、電源開発と国が安全性について主張・立証できない状況が続いていたので、勝訴判決を期待していたが、裁判長は「建設中であり」「核燃料も存在しない」状況では、「原発の危険性はない」という判断をしました。

2: 運動関係

北海道連絡会が結成され、講演会や署名活動に取り組んできました。廃炉の会は、北海道の様々な団体と協力して今後も泊原発を再稼働させない取り組みを行っていきます。

3: 学習会等の開催

泊原発の危険性について、関心を持ってもらうべく学習会を積極的に開催していきます。また人が集まる場合には講師を派遣し、小規模の学習会を重視する活動をしていきます。

第25回口頭弁論報告会

参加者アンケートから (抜粋)

回答数 7人

裁判のご感想やご意見をお聞かせください。

北電の指定席に12人が座り、これまでにない多人数でした。菅澤弁護士から、火山灰による主張を適合性審査では断念するに至ったにも関わらず、本裁判では未だに主張を変えていないことを明らかにしたことは北電指定席側の傍聴者にもインパクトのあるものだったと思います。

少し前は結審を二オワすような裁判長の発言があったが、何が理由なのか、引き延ばしを画策している。外はさわやかな気候なのに徒労感が残った。

報告会のご感想やご意見をお聞かせください。

裁判の内側についての説明と状況が報告され、よく現状が分かりました。状況は切迫してきているとの感覚が分かってきた。

敷地内断層が今後の焦点という点と北電弁護団の無能ぶりが次第に明らかになって、裁判が良い結果になりそうと明るい気持ちになりました。

判決までの間に、北電側の意見・反論を裁判所の中で聞いて見たい。

廃炉の会へのご意見やご感想をお聞かせください。

陳述人および陳述内容の選定についてどのような観点(戦略)なのか、決めた経過や理由を説明いただけると有難いです。

私たちの弁護士

Vol.1
田中 宏 弁護士

泊原発弁護団の献身的な活動は、活動実費以外は完全に無報酬で、泊原発を廃炉にしたいという信念の下、裁判を進めています。こうした弁護団を構成する弁護士の姿をシリーズで紹介していきます。

Q 泊原発裁判の代理人になった動機は？

私が泊原発に関わったのは、1974年、岩内漁協からの北電に対する漁業補償の相談が最初でした。その相談は、青年法律家協会に持ち込まれたものでした。青法協には、原発研究会があり、私もその一員でした。第一次の泊原発訴訟は、本人訴訟であり、弁護士が関与しない訴訟でした。どうしてそのようなことになったのか、よく経過を憶えておりません。

私が、この裁判に参加している動機は、他の代理人の先生と同様、弁護士の使命からです。会うこともない500万人の道民の方、そして未だ生を受けていない道民の方が、依頼者であると思っていいます。原発を再稼働させないことこそ、僕の最後の弁護士らしい仕事にしたいと思っています。

Q 普段の弁護士としての活動は？

私は、1975年に札幌弁護士会に登録し、今年で43年目に入りました。まさに「馬齢を重ねた」



田中 宏 弁護士

Q 今までに忘れられない裁判はありますか？

弁護士人生です。ごく普通の事件を、淡々と行っています。この裁判がいつ終わるかは目途が付きませんが、この裁判に勝つて僕の弁護士人生にフィナーレを打ちたいと思います。そのためには、テニスやゴルフで何とか健康を維持している次第です。

忘れられない事件はいくつもありますが、最も大きいのは、今から20年前の二風谷ダム裁判だったろうと思います。あの裁判は、あらゆる知恵を活用して、アイヌ民族を先住民と認めさせた裁判であると思っています。この判決が梃子となつて、国のアイヌ政策が十分といえないまでも、進展していることは、嬉しい限りです。また、その二風谷ダムを作ったばかりに、2003年に下流の富川町で水害があり、その訴訟を担当しました。洪水を防止するためのダムが、洪水を引き起した、こんな馬鹿なことがあったのです。水害訴訟は冬の時代と言われておりましたが、良く勝てたと思っています。

私たち廃炉の会は、原告になった人達の1万円から裁判所に支払った印紙代(1人あたり約5000円)を除いた額、入会金、賛同金を活動資金としています。そこから一定額を、原告代理人弁護士で構成される弁護団に支払い、弁護団の出張費や会議費などの活動実費にあてています。

大飯原発運転差し止め認めずの判決と泊原発の廃炉訴訟

元ニュース担当世話人
樋口 みな子

7月4日に大飯3、4号機運転差し止め訴訟控訴審
運転差し止め認めず！

という判決が言い渡されました。さらに7月10日、弁護団、原告団らと意見交換会を行い、最高裁に上告せずという結論を出しました。

逆転勝訴の可能性が極めて低いとしても、一審の福井地裁判決を無駄にしないために最高裁まで戦うべきという考え方もあります。しかし最高裁は原発訴訟を担当する裁判官の研究会を開催し「規制委員会の審査結果を尊重すべき」というメッセージを発し、また今回の裁判では控訴審裁判長を突然交代させ、露骨に裁判へ介入しました。このような状況のもとでは最高裁で負ける可能性が大きく、そうなるか、現在、各地で戦われている裁判で勝訴する可能性が失われますので、上告を断念せざるを得ないという結論に達したのだそうです。

泊も勝訴できると確信した

2014年5月21日、福井地裁で樋口英明裁判長は、「豊かな黒土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失である」「福島原発事故はわが国始まって以来の最大の公害、環境汚染である」と述べ、大飯原発から250km圏内に住む原告らの人格権に基づき、大飯3、4号機運転差し止めを命じました。この判決は全国の原発訴訟に取り組んでいる人たちをど

んなに励ましたかしれません。この判決を聞いたとき、泊もきくと廃炉になると確信したほどです。



デルタ地形を見る

その年11月5日、私は「泊原発の廃炉をめざす会」から派遣され、金沢で開かれた大飯原発控訴審に参加しました。口頭弁論には間に合いませんでしたが、30人の傍聴席に対して160人の原告が並び、報告集会では意見陳述された中葛哲演さんが、「司法の良心を引き継いでほしい」と訴えました。原告団は、福井から大型バスで参加されていて、樋口裁判長の判決が後押ししているのが分かり、会場の熱気には圧倒されました。私も感動で胸がいっぱいになりました。それから4年。最高裁に上告しないという結論には、割り切れぬ思いが残りました。

ハカセの会が学会で発表

泊原発の廃炉を求める訴訟は2011年11月第一次原告

612人で札幌地方裁判所に提訴しました。「泊原発はもういらぬ」というたくさんの人の思いが詰まった数でした。翌年には第二次原告も募集し1200人近い原告団になりました。結審が近づいています。昨年は、泊原発周辺の地層・地形を見る勉強会に参加しました。共和町では、洞爺湖火砕流が厚く堆積している崖に登りました。泊原発まではわずか10kmでした。「ハカセの会」が詳しい調査をして学会で発表し、また結果を規制庁に申し入れするまで、北電が報告すらしていなかった「セコ火山群からの火砕流や、原発の敷地内の堆積物と同じ時期にたまった厚いデルタ(三角州)の地層も見ました。また北電は、泊原発の敷地内にあるF1断層は、1200万年も前の「岩内層」を切っているだけなので、「活断層」ではないと主張してきましたが、その「岩内層」は、わずか12・5万年前の地層であることも、岩内の町の背後にある岩内台地の崖で明らかにしました。これらの発見によって、泊原発の敷地内には「活断層」があることがほぼ確実にになり、裁判においても、北電を追い込むことができました。

そういう意味でも、ひとりでも多くの方に泊原発周辺の現地見学会に参加していただきたいと思っています。市民が科学することが今とても大切だと思うからです。原発が火砕流に襲われたら、原発事故は防ぎようがありません。裁判と、現地調査の両輪の力で泊原発の廃炉を実現させたいと思います。

大飯原発3号機と 4号機の判決をめぐって

共同代表 常田 益代

2018年7月4日名古屋高裁金沢支部の内藤正之裁判長は、大飯原発3号機・4号機をめぐって福井地裁が関西電力に命じた一審の運転差止めを覆し、住民側の請求を棄却した。大飯原発自体も地盤も規制審査基準も同じでありながら、地裁と高裁の判決は正反対となった。一原告の視点で二つの判決の根本的な違いを考えてみたい。

2014年5月21日福井地裁の樋口英明裁判長は判決の本文で被告の関電に対し大飯原発3号機及び4号機の原子炉を運転してはならないとし、その理由を冒頭で次のように述べている。

「…、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値をもつとされる以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであつて、その総体が人格権であるといふことができる。人格権とは憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを越える価値は他にないだすことはできない。」そして「…生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に具体的な侵害のおそれがあるときは、…侵害行為の差止め請求ができる。」

この指針のもとに、判決文は福島原発事故で起きた事実には照らしながら、大飯原発3号機・4号機の稼働が侵害行為に

なる可能性を具体的に述べていく。過去10年間に想定した基準地震動ガスを覆す地震が5回もあつたこと、大地震の発生を予知（時、場所、規模）できないこと、原子炉を「冷やし」「閉じ込める」ための電源と給水にかかわる諸設備が脆弱なことなどである。そして最後に「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり…」と言及する。人間が決めた数値（仮説）である新規制基準という狭い枠を越え、万一の危険の可能性と命と生活の維持を勘考した一審の判決を私は深い感動をもって読んだ。

一審を不服とした関電は控訴し、4年後の名古屋高裁金沢支部で逆転勝利した。内藤裁判長の出した二審の判決要旨には「…放射性物質の異常な放出を招く危険があるのであれば…人格権を侵害するとして…差止めを請求できる。その一方で、わが国の法制度は原子力基本法、原子炉等規制法などを通じて、原子力の研究、開発及び平和利用の推進を掲げ…異常に放出される危険などが適切に管理・統制されていれば、原子力発電を行うことを認めている。このような法制度を前提とする限り、原発の運転に伴う本質的・内在的な危険があるからといって、それ自体で人格権の侵害ではない」とある。その上で、最新の科学的知見と手法にもとづく関電の地震・津波対策にも、新規制基準にも、その基準で審査をした専門家集団である原子力規制委員会の判断にも不合理な点は認められないから危険性は社会通念上無視しうる程度で管理・統制されており、依つて高裁は住民の差止め請求を棄却するとした。

一審と二審の明白な違いは、まず裁判長の指針にある。一審は「人格権」を憲

法の枠組でとらえている。これに対し、二審は「人格権」を原子力基本法や原子炉等規制法という狭い法制度を前提とした枠内に封じ込め、さらにこれらの法を通じた原子力の研究、開発及び平和利用の推進という国策にまで言及している。しかし、人格権とは各人のものであり国策で左右されるべきものではない。

第二の違いは、一審が新規制基準では予知できない自然の威力と科学的知見の限界、そして原子炉と関連設備の脆弱性を具体的に説示しているのに対し、二審は新規制基準をそのまま受け入れている点である。「最新の知見」とは「ある時点での知見」にすぎない。科学が示す数値は常に更新されてゆくべき性格のものだ。規制委員会は2013年の時点で人間が決めた基準に照らし、主に原子炉を護れるか否かを審査する。司法は司法の権限の下で新規制基準から欠落している点、すなわち命と生活の基盤を護れるかを判断すべきではないか。人智を越える想定外は過去に何度も起きたし、これからも起りうる。実効性のある避難計画や敷地内にある使用済核燃料など、田中俊二元規制委員会委員長が繰り返した「安全とは言っていない」の中心はこの点にあるだろう。



菅澤 紀生 弁護士の講演

報告

『泊原発訴訟の結審に向けて～大間原発ほか全国の原発訴訟を踏まえて』

6月21日(木) 釧路市生涯学習センター

菅澤弁護士は、「泊原発訴訟はどのような裁判か」「原子力規制委員会が審査している【適合性審査】とは何か」「伊方の仮処分申請、大間、大飯の敗訴結果に関し、裁判長の判決がどのような流れで出されたのか」「高裁で敗訴となった裁判結果や科学論争が、ほかの原発裁判にどのように影響するか」を解説されました。



また、泊訴訟では、近傍の海底下や敷地内の活断層の存在について立証責任は被告側にあるとし、現在、行動する科学者の会（ハカセの会）の小野有五さんらの地層に関する研究成果と主張が原子力規制委員会の適合性審査の判断に影響していること、泊原発にはすでに危険な使用済燃料があるが、搬入される予定の新燃料についても裁判の論点に加えたこと、敷地の地盤沈下の可能性、

設置許可申請を出した当初の北電のエネルギー需給見通しは完全に外れ、電力需給実績から3号炉は完全に余分であったことなど、弁護士の立場で詳しく説明されました。

再生可能エネルギーやコジェネレーションの可能性についても自身の体験などから話題にされ、参加者からは裁判に有効な論点とは何か、北電との契約破棄が原発を止めることに有効かなど熱心な質問がありました。

3年ぶりの廃炉の会主催の講演会には32名の廃炉の会の原告・賛同者が参加。近く、準備会を経て釧路連絡会を発足させたい旨を伝え、協力を呼びかけました。

なお、講演の前には、6月19日に札幌地裁で意見陳述をした三浦育夫さんが「泊原発がたれ流した放射性物質の量、特にトリチウムについての科学的知見に基づく環境への影響」についてお話されました。（世話人 マシオン恵美香）

地域連絡会報告

十勝連絡会

8月1日夜、小野有五先生による講演会「そもそも立地基準を満たしていなかった？北海道電力泊原発」が、とかちプラザを会場に開かれました。地元の環境団体である市民フォーラム十勝と当会の共催です。新聞にも講演会の予告が記事として載りましたが、それを見た聴覚障害の方も参加され、手話通訳が帯広市から派遣された幅広い市民が集う講演会となり、71名が参加しました。

北電は都合の悪い40万年前以降の断層の動きは適当な説明で隠していますが、小野先生は敷地内のF1断層は「12・5万年前以降に活動した活断層の可能性を否定できない」と、パソコンの画面を使いながらわかりやすく説明していました。

雨で延期になることもしばしばですが、ようやく8月4日に帯広駅南側での当会の署名アクションが100回目を迎えます。暑い夏の盛り、どれくらいの人が集まるかわかりませ

んが、原発ゼロの願いをたんだくに書いてもらう七夕宣伝、原発の危険性を簡易に伝えるチラシを入れたティッシュ配り、また、再稼働の是非を問うシール投票の呼びかけなど多彩なとりくみをしようという計画中です。

事務局・菅原哲也



泊原発廃炉の会・そろち

今年度もチャルカの上映会を空知各地で開催しています。

四月から長沼、岩見沢、美唄の三カ所で上映会を持つことが出来ました。長沼は喫茶店ハナレで、岩見沢は「ゴミと環境を考える会主催で、美唄は消費者協会主催で、少人数の上映会でしたが、北海道と岐阜県に核廃棄物の地層処分研究所があることを初めて知った方が多数いました。知ることので次のステップが見えてくると思います。



食い入るように見ていた映像は、豊富町で酪農を営んでいる久世さんの映像でした。久世さんの言葉や生活に感動して多くの

方から自分たちの生活を見直していきたいと感想を頂きました。チャルカには多くのメッセージが込められています。これからも空知各地で上映会を開催していきたいです。

今年度初めてワラビの放射能を「はかるさつぽろ」で測定してもらいました。このワラビは「みどりのおやゆび・チュウ」が保全活動をしている岩見沢市の宮村から採集しました。セシウム137とセシウム134のどちらも検出限界値以下でした。福島で起こった原発事故を風化させないためにも、これからも継続していきたいです。

幹事長・中川洋子

北区の会

ランニングチーム『泊ハイロ走友会』を発足しました

今年1月、北区の会の新年会で、北ガスの特別協賛による札幌ドームリレーマラソンに参加し、脱原発のアピールを今までは違った視点でやってみたいとの話が出ました。その後マラソン未経験者3名をくくむ6名での参加を決め、5月下旬から練習を重ねました。チーム名は「泊ハイロ走友会」、コンセプトは「脱原発運動に遊び心と楽しさを！」です。集会、講演会、口頭弁



論などへの参加や署名活動は大切ですが、それ以外でも息長く様々な運動を続けなければ先細りになってしまいます。当日の7月8日は快晴で、札幌ドームには1万人近くが集まり多くの企業ののぼり旗が立つ中、

「さよなら泊原発」ののぼり旗をたて、背中に「泊ハイロ走友会」と手書きしたセツケンをつけ参加しました。会のモットーは「ゆつくりランでいい、ゆつくりランがいい」でしたが、なんと78歳にしてマラソン初挑戦の会員の頑張りもあり、一人一周2kmの周回コースを21周。予想タイムより1時間近く早いゴールでした。運動不足の解消、脱原発のアピール、会員の親睦など心と体に満足の日でした。

北区の会では5月13日に総会を開き活動方針等を討議。6月24日には市川弁護士を講師に学習会を開催。署名活動やツイッター、フェイスブックも引き続き行っています。

(加藤浩道)

エネルギー見学の旅

神戸市シルバーカレッジ大学院は、神戸シルバーカレッジ（3年間）を卒業した者が神戸シルバー大学院（6年間）でさらに学んでいます。豊かな経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することをめざした高齢者のための生涯学習機関として開校されました。今回はその学習の一環で、廃炉の会の菅澤弁護士による勉強会と泊原発や再生可能エネルギーをリサーチするため、北海道を周りました。

神戸シルバー大学院生9名で、泊原発及び再生可能エネルギー見学、学習の旅を6月12日～15日の3泊4日で行いました。本大学院は「さらに学んで次世代のために」を学業のモットーにしています。福島原発事故以降、環境とエネルギー問題は、より良い地球環境を次世代に引き継ぐためにも重要な課題になっています。特に原発は、何十年とかかる廃炉、放射性廃棄物処理問題など見通しの立たない多くの課題があります。菅澤弁護士の講義で道内では、原発停止中でも節電・省エネ・電力自由化により電力不足は起きていない。泊原発の内外に活断層がある疑いがあり、廃炉めざして裁判中であるとの報告。翌日から泊原発1～3号機を展望台より見学、北電からは泊原発再稼働にむけて安全対策の説明がありました。

Kaaim角山の乳牛480頭をハイテクロボットで管理、牛糞尿でバイオガス発電、寿都町で強風を活用した風力発電、森町の地熱エネルギーの蒸気を活用した地熱発電、苫小牧で苫東の森のメガソーラー発電などの再生可能エ



▲北電が所有する森町の地熱発電所



▲泊原発の原子力PRセンター「とまりん館」

ネルギー発電なども見学しました。北海道は再エネのポテンシャルが高い地域であること、原発から再生可能エネルギーに切り替えることが重要だと実感した旅でした。
(神戸シルバー大学院生 片岡祥夫)

北海道連絡会の動き

三度の知事宛の質問状に対し誠実な回答がないことへの抗議のため、6月11日連絡会代表ら6名で道庁に赴き、抗議文提出と40分余の面談。関係部局職員7名が応対。この面談で、北海道原子力防災計画の杜撰さー北電の想定している断層を、震源として検討していないことが判明しました。

また、7月8日(2013年)北電が規制委員会に適合性審査を申請した日、5月5日(2012年)泊3号機が定期検査で停止し稼働原発ゼロとなった日に、デモを行いました。今、「再稼働させない署名」を集めています。ご協力ください。

(北海道連絡会担当 千田素子)



北電株主総会・NUMO説明会・大間グロック・幌延集会

集会の共通キーワードは
放射性廃棄物

世話人 マシオン 恵美香

6月27日第94回北海道電力定時株主総会で会社側は審査中の泊原発1号機に取替用燃料集合体8体(約3tU)、2号機に12体(約5tU)の新燃料搬入計画があることを認めた。



場合は、廃炉や使用済核燃料の保管場所を含む重要施設の移設を考えるべきと会社側に問いかけた。

7月9日
NUMO(原子力発電環境整備機構)が札幌で対話型説明会を開催

事前に申し込んだ50名に加え、関係者などを加え100名近くが参加した。政府が6月26日に発表した「今後30年間に起こる震度6弱以上の地震発生確率」を示した地図など新しい知見が、昨年発表された科学的特性マップに反映されるか?という質問に対し、NUMOは新しい知見を加えて更新すべきと答えた。核ごみの発生責任者である北海道電力は泊原発敷地内の使用済燃料には全く言及せず、審査中の泊原発を一日も早く再稼働できるように努力する」とした。経産省は資料として、7月3日に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」を配布。また、NUMOは「放射性廃棄物」をでんきの「ゴミ」と記し、訂正しないまま、本年度も小中学校用教育教材(副本)を増刷・使用している。

7月14日~15日
「大間グロック」が大間原発敷地に隣接する反対派共有地で開かれた。

電源開発(Jパワー)が建設中の大間原発に反対する集会には県内外から両日延べ510人(主催者発表)が参加し、「建設断念」を求める集会アピールを採択した。大間原発訴訟の竹田としこ代表や、弁護団の中野宏典弁護士らが「敗訴結果に落胆したが、上告して裁判の場が札幌に移るため、継続して応援してほしい」と呼び掛けた。



7月28日~29日
「ほろのべ核のごみを考える全国交流会」80名が参加

「はんげんぱつ新聞」編集委員の末田一秀さんが「どうする? 原発のゴミ」核のゴミ拒否運動 全国の動き」と題して基調講演をした。幌延現地からは「平成31年で電源三法交付金打ち切りとなる交付金と水平坑道で徴収する固定資産税の合計5億5千万円の会計予算を失った後の幌延町の具体的見通しは示されていない。」「道北沿岸線の数自治体では本年度議会で『核施設拒否条例』を採択した」と報告。JAEAには研究施設の終了期限や埋戻し工程などを明らかにするよう求めた。

ほろのべでは泊原発の廃炉をめざす会の核ごみ問題担当として、泊原発敷地内に現在置かれている使用済核燃料について、また、1、2号炉に搬入される新燃料により、泊原発敷地内の放射性物質の総量が増加しているという現実について、論議すべきときにきているのではないかとこのことを提起し、分科会で話し合っほしいと述べた。

お知らせ

第26回 口頭弁論

2018年10月9日(火) 14:00~
札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)

- 集合 13:10 大通公園西11丁目
- 集会 13:50~ 傍聴抽選に外れた人対象
- 報告会 口頭弁論終了後~16:00
- 会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

チカホイベント

- 日時 2018年10月15日(月)
10:00~17:00
- 場所 札幌駅前地下歩行空間
憩いの空間
(W-1 W-2)(赤レンガテラス下)
- 内容 ●菅澤弁護士のミニ講座
「泊原発裁判の行方」(2回)
●原発スライドショー
●署名活動・会員募集など

講演会

- 日時 2018年11月17日(土)18:00~19:30
- 場所 北海道クリスチャンセンター
中央区北7条西6丁目
- 内容 「原発裁判の問題と展望」(仮題)
井戸謙一元金沢地裁裁判長

エルプラザ開館
15周年記念 エルプラまつり

- 日時 2018年9月8日(土)10:00~15:00
 - 場所 中央区北8条西3丁目札幌エルプラザ2F
- 廃炉の会は活動の啓蒙と賛同人募集、物販を行います。